

東京都代表選手行動規範

東京都代表選手がフェアプレー精神とマナーを尊び、健全な社会人としての品性を保ち、東京都の代表選手としての誇りと自覚と責任を持って行動し、ひいては水泳・スポーツの普及と発展を図ることを目的に本規範を制定する。

遠征・合宿・練習会は各所属の選手が競技力向上を目的として集まって大会・練習を行い、生活を共にする場です。これら行事を有意義なものとして円滑に行うためには、まず参加者のひとりひとりが集団生活に必要な最低限のルールを守らなくてはならず、また、競技力向上を目指す選手として相応しい態度や行動をとらなくてはなりません。そのために必要な最低限の約束事が下記の八項目です。行事に参加する際、参加者とその保護者は、事前にこの約束事項の内容を確認し、理解した上で承諾してください。

【約束事項】

- 一、 遠征・合宿・練習会の開催期間（集合時・移動時含む）の服装・恰好はスポーツマンらしく清楚であること。茶髪や著しい髪の脱色、ピアスや指輪などのアクセサリ類の着用、ネイルやマスカラなどの化粧、刺青（タトゥー）を入れる、以上の行為を禁止する。
- 二、 お菓子類、ゲーム類の持ち込みを禁止する。
- 三、 宿泊所、及び施設内からの無断外出を禁止する。
- 四、 消灯時間後、部屋からの外出と携帯電話の使用を禁止する。
- 五、 防犯の観点より、異性の部屋への立ち入りの禁止。男子が女子の部屋へ、女子が男子の部屋には立ち入らないこととし、チームとしての交流は共有スペースで行うこと。
- 六、 ソーシャルメディアに関する禁止事項
 - （１） 個人情報に関する書き込みの禁止
本人・他人を問わず、個人が特定できる記載、写真の掲載を禁止する。
※閲覧制限のある場合も含む
 - （２） 東京都水泳協会および本行事の名誉を傷つけるような行為を禁止する。
- 七、 その他、合宿ヘッドコーチより定められた注意事項・約束事項を厳守すること。
ただし、事情により以上の項目に抵触する場合は、事前にヘッドコーチに相談の上で了承を得て、その許可を取ることができる。
- 八、 一、～八、の項目の事項を他人に強要することを禁止する。
- 九、 個人の過失により、物品または施設に破損が生じた場合、その金銭的な賠償は、その個人が責任を負うこととする。

以上の八つの禁止項目を承知した上で、参加承諾書を遠征・合宿・練習会の集合時に提出すること。禁止項目を違反したと認められた者は、所属の担当コーチ、及び保護者へ連絡の上でヘッドコーチの判断により、違反の程度により下記の処分を受ける。

【違反選手に対する処分】

- （１） 遠征・合宿・練習会に参加することを停止し、直ちに帰宅させること。
- （２） 東京都の選考する遠征・国体などの代表権利の剥奪すること。

【附則】本規範は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する

公益財団法人東京都水泳協会

会長 上野 広治 殿

東京都冬季強化合宿 参加承諾書

参加者氏名 _____

所属学校名 _____

所属クラブ名 _____

２０１６年度（平成２８年度）東京都国体候補選手行事（遠征・合宿・練習会）に上記の者が保護者の責任のもと、東京都代表選手行動規範の内容を承知し、参加することを承諾いたします。

平成 ２８年 月 日

保護者氏名 _____ 印